

平成12年度

大学院人間文化研究科

博士前期課程履修要項



お茶の水女子大学
大学院人間文化研究科

A metric ruler is positioned horizontally across the bottom of the page, showing measurements from 0 to 17 centimeters. The numbers are in black, with major tick marks every 1 cm and minor tick marks every 0.5 cm.



お茶の水女子大学大学院人間文化研究科
次回開講の新規修了要件
目次

I 履修案内

1. 履修手続等	1
2. 特別聴講学生	1
3. 既修得単位の認定	2
4. 特別研究学生	2
5. 教育職員免許状	2
6. 課程の修了要件	2

II 修士論文

1. 学位の名称	4
2. 修士論文の提出	4
3. 学位論文の審査及び最終試験	5
4. 学位授与の判定	6

III その他

1. 授業時間割	7
2. 証明書の発行	7
3. 掲示	7
4. 住所変更及び改正等	7
5. 休学・復学・退学の手続	7
6. その他	7

IV 人間文化研究科棟案内図

○ 大学院学則	9
○ 学位規則	19
○ 履修要項の所定様式	21

お茶の水女子大学大学院人間文化研究科博士前期課程には、次の専攻（系）及びコースが置かれている。

専攻名		コース名
言語文化専攻		日本言語文化学、アジア言語文化学、英語圏・欧州言語文化学（英語圏）、英語圏・欧州言語文化学（仏語圏）、日本語教育
人文学専攻		思想文化学、歴史文化学、服飾文化学、舞踊・表現行動学、音楽表現学
発達社会科学専攻	発達人間科学系	教育科学、心理学、発達臨床心理学、応用社会学、社会臨床論
	生活・開発科学系	生活政策学、地理環境学、開発・ジェンダー論
ライフサイエンス専攻	生活科学系	食品科学、栄養科学、人間生活工学、環境生活工学、生物人間科学
	生命科学系	分子生物科学、生命体科学
物質科学専攻		相関物質科学、分子科学、物理科学
数理・情報科学専攻		情報科学、応用数理、数学

I 履修案內

1. 履修手續等

1) 研究題目届

平成12年4月14日(金)〆切
指導教官及び研究題目を決定の上、上記期日までに人間文化研究科事務室へ提出すること。

なお、主任指導教官は、入学時に配付する担当教官一覧に☆印が付いている教官の中から選択すること。

2) 履修届

平成12年4月19日(水)～4月24日(月)

前期・後期・通年の科目について、別冊の「大学院開講科目」により授業科目名、科目番号、教官名を記入の上、人間文化研究科事務室へ提出すること。

なお、「特別研究」の科目の記入もれのないようにすること。

特に、科目番号は「電算処理」しているため誤記入のないようにすること。

また、集中講義の授業科目については、掲示する期間内に提出すること。

3) 履修届確認

平成12年5月10日(水)～5月15日(月)

※ 履修届は、電算処理のため外注しているので所定の期日までに必ず提出すること。

2. 特別聴講学生（大学院学則第11条）

1) 他の国立大学と単位互換協定を締結している大学の大学院は、次のとおりである。

本学博士前期課程専攻	国立大学大学院研究科名
言語文化専攻	東京大学 人文社会系研究科 アジア文化研究専攻 中国語中国文学専門課程
発達社会科学専攻	東京大学 教育学研究科
全 専 攻	東京大学 理学系研究科、数理科学研究科
全 専 攻	東京工業大学 理工学研究科、生命理工学研究科、 総合理工学研究科、情報理工学研究科
全 専 攻	東京芸術大学 音楽研究科
全 専 攻	奈良女子大学 人間文化研究科

東京芸術大学の大学院は、単位互換科目を指定しているので、これ以外の科目は受講できないので注意すること。

2) 私立大学と単位互換協定を締結している大学の大学院は、次のとおりである。

本学博士前期課程専攻	私立大学大学院研究科名
全 専 攻	日本女子大学 家政学研究科、文学研究科、人間社会研究科、理学研究科
物質科学専攻、 数理・情報科学専攻	中央大学 理工学研究科

日本女子大学及び中央大学の大学院は、単位互換科目を指定しているので、これ以外の科目は受講できないので注意すること。

3) 他大学の大学院の授業科目を履修する場合は、指導教官の許可を得て、履修届提出締切日までに次の書類を添えて人間文化研究科事務室へ提出すること。

1. 特別聴講学生申請書（別記様式1）

4) 上記により修得した単位は、10単位を限度として修了単位に参入することができる。

3. 既修得単位の認定（大学院学則第11条の2）

1) 本学に入学する前に他大学等の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、人間文化研究科における授業科目の履修とみなし、単位を与えることがある。

2) 既修得単位の認定を受けようとする場合は、次の書類を添えて人間文化研究科事務室へ提出すること。

1. 他大学等において修得した単位等に係る認定願（別記様式2）

2. 成績証明書又は単位修得証明書

3. 開講科目、履修要項等授業内容がわかるものの（写）

3) 上記により修得した単位は、10単位を限度として修了単位に参入することができる。

4. 特別研究生（大学院学則第11条の3）

1) 他の国立大学の大学院若しくは国立の研究所等との協議に基づき、学生が他の大学院等において必要な研究指導を受けることを認めることがある。

2) 名古屋市立大学の大学院との協議に基づき、学生が名古屋市立大学薬学研究科において必要な研究指導を受けることを認めることがある。

3) 他大学等において研究指導を受けようとする場合は、次の書類を添えて人間文化研究科事務室へ提出すること。

1. 研究指導委託願（別記様式3）

2. 指導教官の推薦書

3. 研究計画書

4) 研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

5. 教育職員免許状（大学院学則第12条）

1) 別冊の「教育職員免許状に関する説明及び科目認定一覧表」の「本学の認定授業科目及び単位」の欄に定める所要の単位を修得しなければ一種専修免許状を取得することはできない。

2) 一種免許状取得者で専修免許状取得希望者は、当該免許状取得に必要な授業科目を24単位以上取得しなければならない。

2) 上記2の「特別聴講学生」で取得した単位は、専修免許状を取得する場合の単位に使用することはできない。

6. 課程の修了要件（大学院学則第13条）

1) 博士前期課程の修了要件は、当該課程に2年以上在学し、所要の授業科目について30単位以上を修得し、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。

ただし、優れた研究業績を上げたと認められた者の在学期間に關しては、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

2) 博士前期課程の目的に応じて適當と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって、修士論文の審査に代えることができる。

3) 博士前期課程学生が、単位互換協定を締結している他大学大学院の授業科目を履修する場合及び所属専攻以外の専攻の授業科目を履修する場合の単位認定は別表のとおりである。

専 攻	他大学大学院の科目履修	所属専攻以外の科目履修
言 語 文 化 専 攻	合計10単位まで認定可	
人 文 学 専 攻	合計10単位まで認定可	
発達社会科学研究科	合計10単位まで認定可	
ライフサイエンス専攻	10単位まで認定可	指導教官の指導による
物 質 科 学 専 攻	10単位まで認定可	10単位まで認定可
数理・情報科学専攻	合計10単位まで(但し、他専攻の科目は6単位まで)	認定可

II 修士論文

1. 学位の名称（学位規則第2条）

専攻	学位	学位に付記する専攻分野の名称
言語文化専攻	修士	人文科学、社会科学、学術
人文学専攻		人文科学、社会科学、生活科学、学術
発達社会科学専攻		人文科学、社会科学、生活科学、理学、学術
ライフサイエンス専攻		理学、生活科学、学術
物質科学専攻		理学
数理・情報科学専攻		理学、学術

題目届提出の際に、学位に付記する専攻分野の名称を選択すること。

2. 修士論文の提出（学位規則第4条）

- 1) 題目届 平成12年11月8日（水）17時
提出場所：人間文化研究科棟2階事務室
- 2) 修士論文 提出部数 1部

言語文化専攻、人文学専攻、 発達社会科学専攻（発達臨床学コースを除く）	平成13年1月15日（月）17時
発達社会科学専攻（発達臨床学コース） ライフサイエンス専攻、物質科学専攻 数理・情報科学専攻	平成13年1月31日（水）17時

提出場所：人間文化研究科棟2階事務室

ただし数理・情報科学専攻の提出場所は、下記の場所とする。

情報科学コース、応用数理コース — 情報科学図書室

数学コース — 数学図書室

3) 修士論文の要旨

専攻	系・コース	様式
言語文化専攻		A4版 1枚 1,000字程度
人文学専攻		A4版 2枚 2,000字以内
発達社会科学専攻	発達人間科学系	A4版 2枚 2,000字程度 (40字×30行)
	生活・開発科学系	A4版 2枚 2,000字以内 (40字×30行)
ライフサイエンス専攻	生活科学系 食品・栄養科学コース	A4版 1枚
	生活工学コース	A4版 2枚
	生物人間科学コース	A4版 1枚
物質科学専攻	生命科学系	A4版 2枚
数理・情報科学専攻		A4版 2枚 ⇒ 各研究室へ提出

提出日：平成13年1月22日（月）17時

提出場所：人間文化研究科棟2階事務室

各専攻毎に取りまとめの上、「修士論文要旨集」として作成するので、期日までに必ず提出すること。

4) 9月修了者の修士論文提出日程

- (1) 題目届 平成12年6月23日（金）
提出場所：人間文化研究科棟2階事務室
- (2) 修士論文 平成12年7月21日（金）
提出場所：人間文化研究科棟2階事務室
- (3) 修士論文要旨 平成12年7月21日（金）
提出場所：人間文化研究科棟2階事務室

なお、9月修了予定者の要旨は、3月修了予定者の要旨と併せて印刷する。

3. 学位論文の審査及び最終試験（学位規則第8条）

最終試験は、論文を中心としてこれに関連する科目について口答又は筆頭により行う。
なお、最終試験は、発表会と兼ねて行うことができる。

4. 学位授与の判定（学位規則第9条）

- 1) 論文審査及び最終試験が終了したときは、専攻会議において学位授与の賛否の審議を行う。
- 2) 専攻会議において合格とされた者を代議員会において、学位授与者として決定し、学長に報告する。

5. 学位授与

3月又は9月の学位記授与式において学位記を授与する。

○お茶の水女子大学院人間文化研究科博士前期課程時間割 III その他の規定 VI

1. 授業時間割

別冊の「大学院人間文化研究科博士前期課程時間割」による。
時間割の変更は、人間文化研究科棟の屋外掲示板に掲示する。

2. 証明書の発行

修了（見込）証明書、成績証明書等を希望する時は、人間文化研究科事務室備付けの「証明書交付願」に記入すること。証明書は4日目（英文については1週間）までに作成する。
証明書は、カウンター備付けのボックスに入れてあります。

3. 揭示

特別な場合を除いて、学生への連絡は掲示によって行うので、必ず人間文化研究科棟の屋外掲示板で確認すること。

4. 住所変更及び改姓等

住所変更届、改姓届、保証人変更届、本籍地変更届は、学生部学務課教務係へ提出のこと。

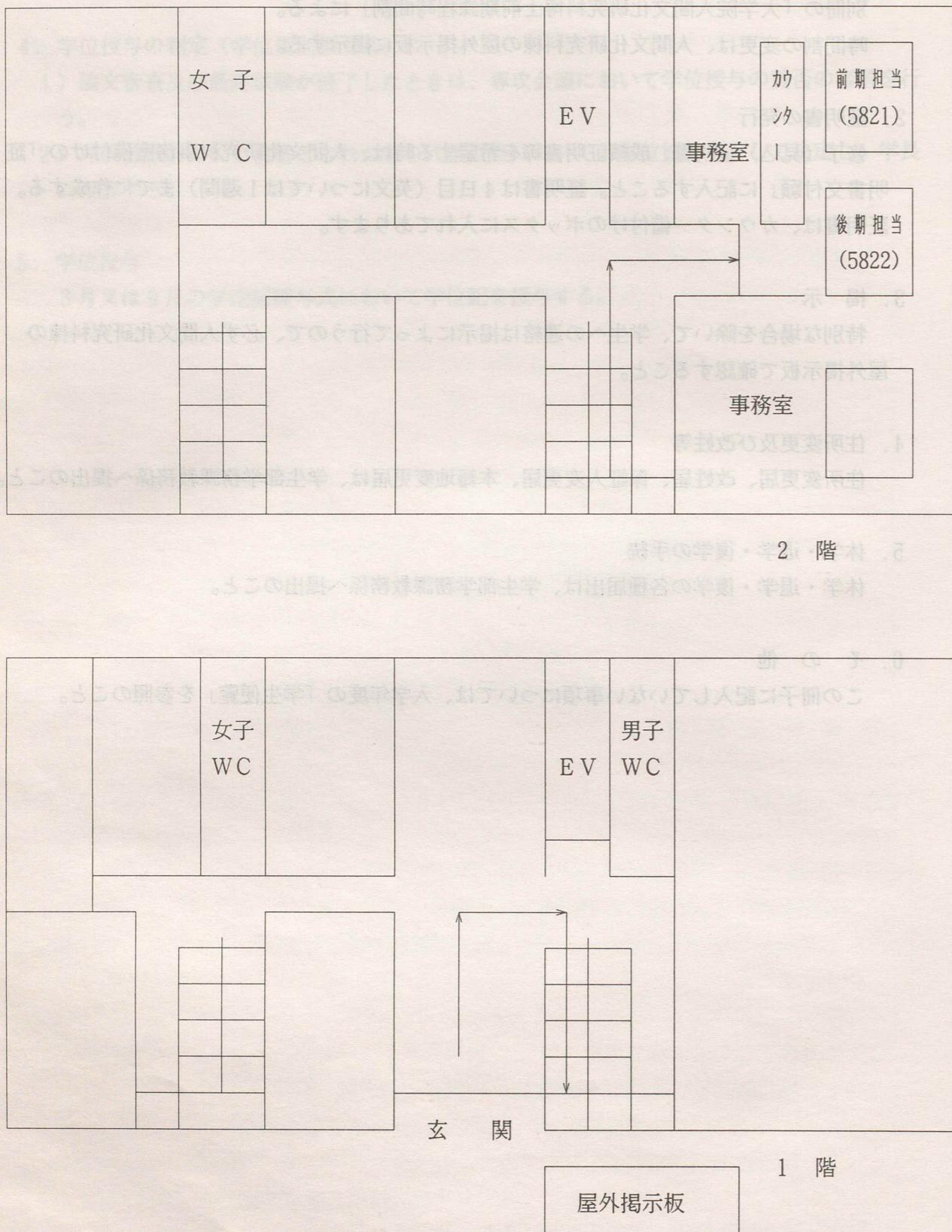
5. 休学・退学・復学の手続

休学・退学・復学の各種届出は、学生部学務課教務係へ提出のこと。

6. その他の規定

この冊子に記入していない事項については、入学年度の「学生便覧」を参照のこと。

IV. 人間文化研究科棟案内図



○お茶の水女子大学大学院学則

第1章 総則

(目的)

第1条 お茶の水女子大学大学院人間文化研究科（以下「本学大学院」という。）は、本学の目的使命に則り、高度の専門学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする。

(研究科)

第2条 本学大学院は博士課程とし、前期2年の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分する。この場合において、博士前期課程は修士課程として取り扱うものとする。

(博士前期課程)

第3条 博士前期課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。

2 博士前期課程の標準修業年限は、2年とする。

第4条 博士後期課程は、高度の専門研究及び専門諸分野の基礎に立つ高度の学際的総合研究を行うに必要な創造的能力を育成し、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うこととする。

2 博士後期課程の標準修業年限は、3年とする。

(専攻)

第5条 本学大学院に次の専攻を置く。

[博士前期課程]

- 言語文化専攻
- 人文学専攻
- 発達社会科学専攻
- ライフサイエンス専攻
- 物質科学専攻
- 数理・情報科学専攻

[博士後期課程]

- 比較社会文化学専攻
- 国際日本学専攻
- 人間発達科学専攻
- 人間環境科学専攻
- 複合領域科学専攻

(研究科長)

第6条 本大学院に、研究科長を置く。

2 研究科長は、研究科に関する事項を掌理する。

(専攻長)

第6条の2 博士前期課程及び博士後期課程の各専攻に専攻長を置く。ただし、発達社会科学専攻及びライフサイエンス専攻にあっては、専攻長及び副専攻長を置く。

2 専攻長は、当該専攻に関する事項を掌理する。

(収容定員)

第7条 本学大学院の収容定員は、別表第1のとおりとする。

(教授会等)

第8条 本学大学院に教授会を置く。

2 教授会の組織及び運営の細目については、別に定める。

第8条の2 本学大学院に専攻会議を置く。

2 専攻会議の組織及び運営の細目については、別に定める。

(大学院担当教官)

第9条 本学大学院において授業を担当する教官は、本学大学院に置かれた講座に所属する教授、助教授又は講師のほか、本学の教授、助教授、講師又は客員教授うちからこれに充てる。

2 本学大学院において研究指導を担当する教官は、本学大学院に置かれた講座に所属する教授又は助教授のほか、本学の教授、助教授、講師（常勤の者に限る。）又は客員教授のうちからこれに充てる。

第2章 教育方法等

(教育方法)

第10条 本学大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

第10条の2 本学大学院においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行うことができる。

(授業科目及び単位数)

第10条の3 本学大学院の専攻ごとの授業科目及び単位数は、別表第2のとおりとする。

(履修方法)

第10条の4 本学大学院における授業科目及び研究指導の内容並びにこれらの履修方法は、別に定める。

(他の大学の大学院における授業科目の履修)

第11条 本学大学院において教育上有益と認めるときは、他の大学の大学院との協議に基づき、学生が当該他の大学の大学院の授業科目を履修することを認めることができる。

2 前項の規定により、学生が他の大学の大学院において履修した授業科目について修得した単位は、教授会の議に基づき、本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3 前項の規定は、第26条に規定する留学の場合に準用する。

4 前2項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、合わせて、博士前期課程においては10単位を、博士後期課程においては4単位を超えない範囲とする。

5 前4項に定めるもののほか、他の大学の大学院における授業科目の履修に関し必要な事項は、別に定める。

(既修得単位の認定)

第11条の2 本学大学院において、教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、転学の場合を除き、第11条の規定により他の大学の大学院において修得した単位とは別に、博士前期課程においては10単位を、博士後期課程においては4単位を超えない範囲とする。

3 前2項に定めるもののほか、既修得単位の認定に関し必要な事項は、別に定める。

(他の大学の大学院等における研究指導)

第11条の3 本学大学院において、教育上有益と認めるときは、他の大学の大学院若しくは研究所等又は外国の大学の大学院若しくは研究所等（以下「他大学院等」という。）との協議に基づき、学生が他の大学の大学院等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。

2 前項の規定により、他の大学の大学院等において研究指導を受ける期間は、博士前期課程の学生にあっては、1年を超えないものとする。

(教員免許)

第12条 本学大学院において取得することができる教員の免許状の種類は、別表第3のとおりとする。

2 前項の免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所要の単位を修得しなければならない。

第3章 課程の修了及び学位

(課程の修了要件)

第13条 博士前期課程の修了要件は、当該課程に2年以上在学し、所要の授業科目について30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、優れた研究業績を上げたと認められた者の在学期間に關しては、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の場合において、博士前期課程の目的に応じて適當と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって、修士論文の審査に代えることができる。

3 博士後期課程の修了要件は、当該課程に3年以上在学し、所要の授業科目について10単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

4 前項の規定にかかわらず、博士後期課程において優れた研究業績を上げたと認められた者の在学期間に關しては、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。ただし、第1項ただし書きの規定に該当する者及び他の大学の大学院の修士課程を1年で修了した者の在学期間に關しては、博士後期課程に2年以上在学しなければならない。

(単位の認定)

第14条 各履修授業科目の単位の認定は、筆記若しくは口述試験又は研究報告によるものとし毎学期又は毎学年末に行うものとする。

(最終試験)

第15条 最終試験は、所定の単位を修得し、かつ、学位論文を提出した者につき、筆記又は口述により最終年次の後学期以降に行うものとする。

(課程修了の認定)

第16条 課程修了の認定は、教授会が行う。

(学位の授与)

第17条 課程を修了した者に対しては、別に定めるところにより、修士又は博士の学位を授与する。

第4章 入学、進学、留学、休学、退学及び転学

(入学の時期)

第18条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

- 第19条 博士前期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。
- 一 大学を卒業した者
 - 二 学校教育法第68条の2第3項の規定により学士の学位を授与された者
 - 三 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
 - 四 文部大臣の指定した者
 - 五 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、本学大学院において、所定の単位を優れた成績をもつて修得したものと認めた者
 - 六 大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの
 - 七 その他本学大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
- 2 博士後期課程に入学することのできる者は、本次の各号の一に該当する者とする。
- 一 修士の学位を有する者
 - 二 外国において、学修士の学位に相当する学位を授与された者
 - 三 文部大臣の指定した者
 - 四 大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの
 - 五 その他本学大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(進学)

第20条 博士後期課程に進学することのできる者は、本学大学院の博士前期課程を修了した者とする。

(入学の出願)

第21条 入学志願者は、入学願書に所定の書類を添付し、指定の期日までに提出するものとする。

(進学の出願)

第22条 進学志願者は、所定の書類を指定の期日までに提出するものとする。

(入学者の選考)

第23条 入学志願者に対しては、学力検査と健康診断を行い、合格者を決定する。

2 前項の選考の方法、時期等については、その都度定める。

(入学手続)

第24条 前条の規定による合格者は、所定の期日までに誓約書その他所定の書類を提出するとともに、入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者（第34条の規定により入学料の免除申請をした者を含む。）に入学を許可する。

(進学の出願)

第25条 進学志願者については、選考の上、教授会の議を経て進学を許可する。

(留学)

第26条 学生は、教授会が必要と認めた場合には、学長の許可を得て外国の大学院に留学することができる。

2 前項の留学期間は、1年を限度として第13条に規定する在学期間に算入するものとする。

(休学)

第27条 病気その他やむを得ない理由により修学できないときは、学長の許可を得て、休学

することができる。

- 2 健康上修学に不適当と認めた学生に対しては休学を命ずることができる。
- 3 前2項の場合において休学の事由が消滅した場合は、遅滞なく復学願を提出しなければならない。

(休学期間)

第28条 休学の期間は、博士前期課程では通算して2年を、博士後期課程では通算し3年を超えることができない。

2 休学期間は第32条の在学期間に算入しない。

(退学)

第29条 病気その他の事由により退学を希望する者は、学長に願い出て、その許可を得なければならない。

(再入学)

第30条 退学した者が再入学を願い出た場合は審査の上でこれを許可することができる。

(転学)

第31条 学生が他の大学院に転学しようとするときは、学長に転学願を提出しなければならない。

2 他の大学の大学院学生が本学大学院に転学しようとするときは、欠員のある場合に限り選考の上許可することができる。

(在学年限)

第32条 学生は、博士前期課程では4年、博士後期課程では6年を超えて在学することができない。

第5章 検定料、入学料、授業料及び寄宿料

(授業料等の額)

第33条 検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額は、国立学校における授業料その他の費用に関する省令（昭和36年文部省令第9号）の定めるところによる。

(授業料の免除及び徴収猶予)

第34条 学費支弁困難な者についての入学料の免除及び授業料の徴収猶予、分納、免除に関する規程は、別に定める。

第6章 科目等履修生、研究生、特別聴講学生及び特別研究学生

(科目等履修生)

第35条 学長は、本学大学院の学生以外の者で、本学大学院が開設する一又は複数の授業科目の履修を希望する者があるときは、教授会の議を経て、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第36条 学長は、本学大学院において特定の事項について研究を行うことを希望する者があるときは、教授会の議を経て、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第37条 学長は、本学大学院において特定の授業科目を履修することを希望する他の大学又は外国の大学の大学院（以下「他大学院」という。）の学生があるときは、教授会の議を経て、当該他大学院との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することができる。

(特別研究学生)

第38条 学長は、本学大学院において研究指導を受けることを希望する他大学院の学生があるときは、教授会の議を経て、当該他大学院との協議に基づき、特別研究学生として入学を許可することができる。

(特別聴講学生及び特別研究学生の検定料等)

第39条 特別聴講学生及び特別研究学生に係る検定料及び入学料は、徴収しない。

2 特別聴講学生及び特別研究学生に係る授業料の額は、国立学校における授業料その他の費用に関する省令第12条の規定に基づき、別に定める。ただし、特別聴講学生及び特別研究学生が国立大学の大学院の学生又は大学間相互単位互換協定に基づく特別聴講学生に対する授業料の相互不徴収実施要項（平成8年11月1日文部省高等教育局長裁定）及び大学間特別研究学生交流協定に基づく授業料の相互不徴収実施要項（平成10年3月10日文部省高等教育局長決裁）に定める不徴収の規準を満たした協定に基づく学生であるときは、授業料は徴収しない。

第40条 前3条に定めるもの及び他大学院との協議に基づき定めるものほか特別聴講学生及び特別研究学生に関し必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生等の入学資格)

第41条 科目等履修生、研究生、特別聴講学生及び特別研究学生として本学大学院に入学できる者は、女子に限らないものとする。

第7章 外国人留学生

(外国人留学生)

第39条 学長は、外国人で大学において教育を受ける目的をもつて入国し、本学大学院に入
学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる

? 外国人留学生に關し必要な事項は 別に定める

第8章 雜則

(学則の准田)

第4.3条 この学則に定められていない事項については、大学学則を準用する

別表第2（第9条の3関係）
大学院人間文化研究科博士前期課程
言語文化専攻

別表第3 (第12条関係)

課程	専攻	免許状の種類
博士前期課程	言語文化専攻 日本言語文化学・日本語教育コース	中学校教諭専修免許状 国語
	アジア言語文化学コース	中学校教諭専修免許状 中国語
	英語圏言語文化学コース	中学校教諭専修免許状 英語
	仏語圏言語文化学コース	中学校教諭専修免許状 フランス語
人文学専攻 歴史文化学コース	中学校教諭専修免許状	社会
	高等学校教諭専修免許状	地理歴史
	中学校教諭専修免許状	社会
	高等学校教諭専修免許状	公民
思想文化学コース	中学校教諭専修免許状	保健体育
	高等学校教諭専修免許状	
	中学校教諭専修免許状	音楽
	高等学校教諭専修免許状	
服飾文化学コース	中学校教諭専修免許状	家庭
	高等学校教諭専修免許状	
	中学校教諭専修免許状	社会
	高等学校教諭専修免許状	地理歴史 公民
発達社会科学専攻 教育コース	小学校教諭専修免許状 幼稚園教諭専修免許状	
	中学校教諭専修免許状	社会
	高等学校教諭専修免許状	
	小学校教諭専修免許状 幼稚園教諭専修免許状	
社会コース	中学校教諭専修免許状	社会
	高等学校教諭専修免許状	地理歴史 公民
家庭コース	中学校教諭専修免許状	家庭
	高等学校教諭専修免許状	
ライフサイエンス専攻 生活科学コース	中学校教諭専修免許状	家庭
	高等学校教諭専修免許状	
生命科学コース	中学校教諭専修免許状	理科
	高等学校教諭専修免許状	
物質科学専攻	中学校教諭専修免許状	理科
	高等学校教諭専修免許状	
数理・情報科学専攻	中学校教諭専修免許状	数学
	高等学校教諭専修免許状	

○お茶の水女子大学学位規則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条第1項の規定に基づき、お茶の水女子大学（以下「本学」という。）において授与する学位に関し必要な事項を定めるものとする。

(学位の名称)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士及び博士とする。

2 学位に付記すべき専攻分野の名称については、次の表のとおりとする。

学部又は研究科	学位	専攻分野の名称
文教育学部	学士	人文科学
		理学
生活科学部	修士	生活科学
		専攻分野に応じ学術、 人文科学、理学、社会科学又は生活科学
大人 学間 院文 化 研 究 科	博士前期課程	専攻分野に応じ学術、 人文科学、理学、社会科学又は生活科学
	博士後期課程	博士

第2条の2 学位を授与された者は、その学位の名称を用いるときは、本学名を付記するものとする。

第2章 学士の学位

(学位授与の要件)

第2条の3 学士の学位は、本学を卒業した者に授与する。

(学位記の様式)

第2条の4 学長は、前条の規定に基づいて、学位を授与すべき者に別記第1号様式による学位記を授与する。

第3章 修士の学位

(学位授与の要件)

第3条 修士の学位は、本学大学院の博士前期課程を修了した者に授与する。

(学位論文の提出)

第4条 学位論文は、学長に提出するものとする。

2 提出する学位論文は、1編とする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

3 審査のため必要があるときは、関係資料を提出させることができる。

(審査の付託)

第5条 学長は、学位論文を受理したときは、教授会にその審査を付託するものとする。

(審査委員会)

第6条 教授会は、前条に規定する審査を付託されたときは、2人以上の審査委員で組織する審査委員会を設けるものとする。

2 審査委員は、当該専攻の教授及び関連する科目的担当教授のうちから選出する。ただし、必要に応じ、助教授を審査委員とすることができる。

3 第1項に規定する審査委員には、教授会が必要があると認めるときは、専任講師若しくは客員教授又は学内の教授、助教授若しくは専任講師を加えることができる。

4 審査委員会は、学位論文の審査及び試験に関する事項を行うものとする。

5 審査委員会の運営に関する事項は、教授会において定める。

(学位論文の審査の協力)

第7条 前条の学位の授与に係る学位論文の審査に当たっては、他の大学院又は研究所等の教員等の協力を得ることができる。

(学位論文の審査及び試験等)

第8条 試験は、学位論文を中心として、これに関連のある授業科目について口答又は筆答により行うものとする。

2 審査委員会は、学位論文の審査の結果を前項の結果とともに学年度末までに大学院人間文化研究科長（以下「研究科長」という。）に報告しなければならない。

(教授会の審議)

第9条 教授会は、前条の報告に基づいて審議し、学位を授与すべきか否かを議決する。

2 前項の議決をするには、委員総数の3分の2以上の出席を必要とする。ただし、長期出張中及び休職中のため出席することができない委員は、委員の総数に算入しないものとする。

3 学位の授与を議決するには、出席委員の3分の2以上の賛成を必要とする。

(研究科長の報告)

第10条 教授会が前条の議決をしたときは、研究科長は、その旨を学長に報告しなければならない。

(学位記の様式)

第11条 学長は、第3条の規定に基づいて、学位を授与すべき者に別記第2号様式による学位記を授与し、学位を授与できない者にはその旨を通知する。

(学位授与の取消)

第12条 学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は、教授会の議を経て、学位の授与を取消し、学位記を還付させ、かつ、その旨を公表するものとする。

2 教授会が前項の議決をする場合には、第9条第2項及び第3項の規定を準用する。

(別記様式1)

特別聴講学生申請書

平成 年 月 日

お茶の水女子大学大学院
人間文化研究科長 殿

申請者 氏名 印
人間文化研究科 専攻 平成 年度生
学生証番号
住所 〒

電話 ()

私は、平成 年度 大学院 研究科において特別聴講学生として
下記科目を履修したいので、許可願います。

記

教官名	科目番号	科目名	単位数	学期	曜日	時限
		[学専攻]				

上記科目を特別聴講学生として履修することを承認します。

平成 年 月 日

主任指導教官 氏名 印

[注意] 集中講義を履修する場合、講義開始2週間前までに申請すること。

(別記様式2)

他大学等において修得した単位等に係る認定願

(1左斜5脚)

目 次

平成 年 月 日

お茶の水女子大学大学院

人間文化研究科長 殿

申請者 氏名

印

人間文化研究科 専攻 平成 年度生

学生証番号

住 所 〒

電 話 ()

ア) 大学院学則第11条の2の規定により単位の認定を受けたいので、関係の証明書を添付の上、
下記により申請します。

認定をうけようとする科目・単位		認定の対象となる他大学等において修得した科目・単位等		
授業科目名	単位数	授業科目名	単位数	備考

○ 単位等の修得を行った大学名 _____

○ 単位等の修得を行った期間 年度(年月～年月)

(別記様式3)

研究指導委託願

平成 年 月 日

お茶の水女子大学大学院

人間文化研究科長 殿

申請者 氏名

印

人間文化研究科 専攻 平成 年度生

学生証番号

住 所 〒

電 話 ()

下記のとおり研究指導を委託したいので、許可願います。

記

委託先大学研究科専攻名	
委託先指導教官官職・氏名	
本学指導教官官職・氏名	
委 託 期 間	平成 年 月 日～平成 年 月 日
研 究 題 目	

地圖申請書類別

(右欄用)

日 本 年 級

平成 年 月 日

日本文化研究所

人間文化研究科

日本大学大字文系の茶は

異・其林廣樹文間人

印
主要著者
吉野 幸平

名 務 吉野申 申復者 氏 名
扶突報小文間人 人間文化研究科

印
事成 年度化

伊藤道子学 生研究室
宇 須 田 伸 藤

説 明

了了の上、本申請書類別、申請の上請金を算定する際参考に供するものと
して、本申請書類別

記

申請書類別に記載する事項のうち、日本大学大字文系の茶は 扶突報小文間人 人間文化研究科		
申請科目名	単位数	修業年 用途・研究旨(複数可)記入欄
各員・研究旨(複数可)記入欄		
日 民 学 幸平一目	食 申 幸 幸 幸 幸 幸 幸	扶突報小文間人
日 民 学 幸平一目	食 申 幸 幸 幸 幸 幸 幸	扶突報小文間人

日本文化研究所

地圖申請書類別(右欄用) 平成 年 月 日



